

福島県特定不妊治療費助成事業

① 対象治療

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、
男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)

② 助成上限額

	初回申請時の治療終了日	治療内容	助成上限額	通算3回目までの上乗せ(※1)
1 特定不妊治療	平成28年1月19日以前	A,B,D,E C,F	150,000円 75,000円	50,000円 25,000円
	平成28年1月20日以降	A,B,D,E C,F	150,000円 75,000円	0円 0円
2 男性不妊治療	1に加えて150,000円まで助成			

③ 助成回数(43歳になるまで)

40歳未満	通算6回まで
40歳以上43才未満	通算3回まで

④ 所得制限

夫婦合算の前年の所得額が730万円未満

不妊治療費助成

① 対象治療

へバリンを主とした不妊症治療

② 助成上限額

150,000円

③ 助成回数

制限なし

④ 所得制限

なし

不妊治療費助成事業							不妊症治療費助成					
市町村名	開始日	①対象治療	②助成上限額	③助成回数	④所得制限	備考	①対象治療	②助成上限額	③助成回数	④所得制限	備考	
県北	二本松市	H25.4.1~	特定	1回15万円	通算5年 女性10回、男性10回 (年度回数制限なし)	県同様	県助成金の交付決定を受けた者かつ市への初めての申請日において妻が43歳に達していない者(県助成の上乗せ助成終了後は、市単独助成あり)					
		H30.4.1~	一般	年間15万円	連続5年	特定同様	初めての申請日において妻が43歳に達していない者					
	本宮市	H27.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	川俣町	H28.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	大玉村	H23.4.1~	県同様	20万円、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	桑折町	H29.4.1~	県同様	1回目 20万円 2回目以降及び男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者、徴税等を滞納していない世帯					
	伊達市	H30.4.1~	県同様	15万円(C・F 75,000)、男性15万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
県中	須賀川市	H26.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	天栄村	H26.4.1~	特定	10万円	年度2回、通算5年	なし						
	浅川町	H28.4.1~	特定	10万円	年度2回、通算5年	なし						
	古殿町	H22.4.1~	一般、検査	総額20万円	通年2年間	なし						
	田村市	H21.7~ H27.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	なし					福島県不妊症治療費助成に該当しないもので、保険適用の治療費については、田村市妊産婦医療費助成事業で医療費を助成する。	
	三春町	H27.4.1~	県同様	10万円、男性10万円	県同様	なし						
	小野町	H23.4.1~	県同様	15万円、男性10万円	通算10回 男性不妊制限なし	なし	*治療終了した年度内の申請を治療終了後1年以内の申請とした。県の助成を受けた方は、県の給付額を控除した額を助成対象費用とする。					
県南	白河市	H22.4.1~	県同様	10万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・市税等を滞納していない世帯					
	西郷村	H23.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	泉崎村	H26.4.1~	県同様	15万円	通算6回	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	矢吹町	H28.4.1~	県同様	10万円(C,F5万円)、男性10万円	年度内1回	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない世帯	県同様	10万円	年度内1回	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない世帯
	棚倉町	H27.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	・県助成金の交付決定を受けた者 ・町税等を滞納していない夫婦					
	矢祭町	H28.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性15万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	塙町	H28.4.1~	県同様	15万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	鮫川村	H27.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
中島村	H29.4.1~	県同様	県の助成上限額と同額	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者						
会津	喜多方市	H26.4.1~	特定	県の助成上限額の1/2	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	西会津町	H26.4.1~	不妊検査	全額								
			一般、特定	10万円	初年度3回、2年度以降年2回、通算5年	なし			保険適用3万円 不適用10万円		なし	
	磐梯町	H30.4.1~	検査・一般・特定	検査)自己負担額の全額 一般・特定)20万円/回	一般・特定)5年度分まで	なし	特定不妊治療費については、県事業を優先させる。	医師の指示に基づく不妊症の治療	1回の妊娠期間に20万まで	制限なし	なし	
会津坂下町	H30.4.1~	特定	県の助成上限額の1/2	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者						
南会津	下郷町	H26.4.1~	県同様	20万円	県同様	県同様	県助成金の交付決定を受けた者(※H29.4.1より一般から特定へ変更。)					
	檜枝岐村	H21.4.1~	特定	30万円	年度2回、通算5年	県同様	県助成金の交付決定を受けた者					
	只見町	H24.4.1~	県同様	10万円(C,F7.5万円)、男性10万円	県同様	県同様						
	南会津町	H24.4.1~	一般、検査	年間20万円	通算2年	なし		保険適用外検査、治療	年間20万円	通算2年	なし	
相双	相馬市	H27.4.1~	特定、一般	10万円	各治療ごと、初回申請治療開始日の妻の年齢 40歳未満→6回 40歳以上→3回	なし		県同様	10万円	初回申請治療開始日の妻の年齢 40歳未満→6回 40歳以上→3回	なし	